

大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）における 自動販売機設置事業者募集要項

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が行う大阪府立男女共同参画・青少年センター（以下「ドーンセンター」という。）における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 公募物件

物件 番号	所在地（住居表示）及び 設置場所	外形寸法		台数	最低使用料（年額）	位置
		幅	奥行			
1	大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター3階	120cm 以内	80cm 以内	1台	17,300円 (税込み 19,030円)	図1

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から

取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ。）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から5年を限度に引き続き使用許可することができます。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。

使用料は大阪府の発する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

③ その他必要経費等

- ・ 光熱水費は設置事業者の負担とし、大阪府（指定管理者）の指定する期限までに全額納入してください。
- ・ 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。
- ・ 設置する電気量子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

④ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、物件番号ごとの設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品（乳飲料を含む。）又は軽食等とし、標準小売価格より高い価格で販売

しないこと。

⑦ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件 番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含む飲料品、又は軽食等。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

- ① 飲料品自動販売機の売上等の状況
 - ・ ドーンセンター3階（物件番号1）
 - 1台あたりの売上高 月額約 102,600円（令和7年度4月～1月）
 - 1台あたりの光熱水費 月額約 15,000円
- ② 来館者数（令和7年度4月～1月）
 - 1箇月あたり約 20,500人
- ③ 会議室・ホール等利用率（令和7年度4月～1月）
 - 38.7%

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

① 郵送で申し込む場合

【申込受付期間】 令和8年2月27日（金）～令和8年3月16日（月） 必着

【送り先】 〒540-0008

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課男女共同参画グループ 宛

③ 持参する場合

【申込受付期間】 令和8年2月27日（金）～令和8年3月16日（月）

（午前9時30分～正午、午後1時～午後5時）

なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

【提出先】 大阪府府民文化部男女参画・府民協働課男女共同参画グループ 宛

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課男女共同参画グループ 宛

※必要書類をご確認のうえ、必ず封をしてからお申込みください。

- (2) 必要な書類（各1部）
 - ① 応募申込書（大阪府所定様式）
 - ② 誓約書（大阪府所定様式）
 - ③ （飲料品用又は軽食等用）販売品目（大阪府所定様式）
 - ④ 2－(3)にかかる許認可等の免許証の写し（法令等の規定により販売について許認可等を要する場合）
- (3) その他
電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者としします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) くじによる設置事業者の決定
最高となるべき応募価格での申込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。
- (3) 設置事業者の公表
設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。
- (4) その他
設置事業者の決定は、令和8年3月18日（水）の予定。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和8年3月24日（火）までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」（6）に記載する税の納付の証明として、府税務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課男女共同参画グループ 担当 木田・松浦
大阪市中央区大手前一丁目3-49 ドーンセンター3階
電話06-6210-9321

応募申込書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住所（所在地）（〒 - ）

氏名

（法人名

代表者名

（事務担当者）

所属部署

氏名

電話

自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知のうえ、下記のとおり申し込みます。

1 設置場所及び提案使用料

物件 番号	所在地（住居表示）及び 設置場所	外形寸法		応募価格（提案使用料） (円)			
		幅	奥行				
1	大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター3階	120cm 以内	80cm 以内				00

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額使用料（税抜き額）とし、百円単位で記入してください。なお、
応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書（大阪府所定様式）
- ② （飲料品用又は軽食等用）販売品目（大阪府所定様式）
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

誓 約 書

私は、大阪府が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、了承のうえで申し込みます。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に際して、大阪府ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。
- 4 大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。
 - (1) 大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (2) 大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
 - (3) 大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないことに同意します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住 所 (所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者名 〕

